

令和6年第2回豊後高田市議会定例会会議録（第3号）

○議事日程〔第3号〕

令和6年6月17日(月曜日) 午前10時0分 開議

※開議宣告

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1 番	野 崎	良
2 番	在 永	恵
3 番	於 久 弘	治
4 番	毛 利 洋	子
5 番	中 尾	勉
6 番	井ノ口 憲	治
7 番	阿 部 輝	之
8 番	土 谷 信	也
9 番	成 重 博	文
10 番	松 本 博	彰
11 番	河 野 徳	久
12 番	安 東 正	洋
13 番	北 崎 安	行
14 番	河 野 正	春
15 番	菅 健	雄
16 番	大 石 忠	昭

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	大 塚 栄 彦
次長兼議事係長	近 藤 浩 二
総括主幹兼庶務係長	黒 田 祐 子
主 幹	清 水 栄 二

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	佐々木 敏 夫
副 市 長	安 田 祐 一
市参事兼総務課長	飯 沼 憲 一
市参事兼企画情報課長	丸山野 幸 政
市参事兼社会福祉課長	田 染 定 利
市参事兼商工観光課長	河 野 真 一
市参事兼消防長	友 久 優
財 政 課 長	伊 藤 昭 弘

地域活力創造課長	小 野 政 文
税 務 課 長	瀬 々 信 吉
市 民 課 長	黒 田 敏 信
保 険 年 金 課 長	佐々木 真 治
子 育 て 支 援 課 長	水 江 和 徳
健 康 推 進 課 長	近 藤 直 樹
人権啓発・部落差別解消推進課長	

	後 藤 史 明
環 境 課 長	塩 崎 康 弘
農 業 振 興 課 長	川 口 達 也
耕 地 林 業 課 長	阿 部 博 幸
農 業 地 域 支 援 室 長	首 藤 賢 司
建 設 課 長	馬 場 政 年
都 市 建 築 課 長	近 藤 保 博
上 下 水 道 課 長	遠 江 正 美
地 域 総 務 二 課 長 兼 水 産 ・ 地 域 産 業 課 長	

	船 木 靖 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 田 英 彦
選 挙 管 理 委 員 会 ・ 監 査 委 員 事 務 局 長	

	藤 重 深 雪
農 業 委 員 会 事 務 局 長	田 中 良 久
教 育 委 員 会	

教 育 長	河 野 潔
教 育 総 務 課 長 兼 地 域 総 務 一 課 長	

	植 田 克 己
文 化 財 室 長	河 野 典 之
学 校 教 育 課 長	河 野 政 文
総 務 課 課 長 補 佐 兼 総 務 法 規 係 長	

	矢 野 裕 治
主 幹 兼 秘 書 係 長	齋 藤 恭 子

○議長（安東正洋君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告表の順序により、6番、井ノ口憲治君の発言を許します。

6番、井ノ口憲治君。

○6番（井ノ口憲治君） 皆さん、おはようございます。議席番号6番、井ノ口憲治でございます。

1点目は、グリーンツーリズムの誘客促進について質問をいたします。

関係者の皆様のご努力により、国内外の中学生、

高校生、インバウンドなどの農泊体験が行われています。農業を経験したことのない若者が増えている中で、このような体験をすることは、大変、大切なことだと思います。今の社会情勢を見ても、農業の大切さをしっかり学んでほしいと思っています。都会の子どもたちが国内外からこの自然豊かな豊後高田市を訪れてくれることは、自然の素晴らしさ、自然の大切さを感じていただく上からも、非常に大切なことだと思います。また、豊後高田市を知っていただくことは、観光面、経済面からも大変効果があるものと思います。

さて、コロナも5類になり、だんだん宿泊者も戻ってきてつつある中、北九州からの中学校による教育旅行が終了し、宿泊数は激減をしています。ちなみに、令和4年度の国内教育旅行受入実績は13校、延べ2,250名となっています。そのうち、北九州からは12校、2,110名であります。2,250分の2,110、2,250分の2,110が北九州の中学校からだったということがあります。この2,110名が昨年度から来なくなったということでもあります。それで、これまで国内の学生の宿泊を受け入れてきた家庭は、大変困っていると思われませんが、今後の対応についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（安東正洋君） 市参事兼商工観光課長。

○市参事兼商工観光課長（河野真一君） それでは、グリーンツーリズムの誘客促進についてのご質問にお答えいたします。

本市のグリーンツーリズムの取組につきましては、平成18年に農業・農村振興の観点から始まり、農業・農村体験を通じて多くの子どもたちに自然や食の大切さ、人と人とのつながりの温かさや集団行動の大切さなどを学ぶための機会を提供してきました。各受入家庭では子どもたちをお客さんとしてではなく、家族の一員として迎え、工夫を凝らした体験やおもてなしが学校関係者及び保護者からも好評をいただいていたところでございます。

これまで、主に北九州市の中学生を中心に国東市と連携いたしまして毎年約1,300人、延べ人数で申しますと3,000人を超える子どもたちを受け入れてまいりました。

こうした中、コロナ禍の影響で2年間ほど全く受入れができなくなる状況となり、また、北九州市の農業体験学習が終了したことによりまして、受入人数が激減している状況でございます。また、受入家庭につきましても、発足から20年近くたったことも

ありまして、高齢化等によりピーク時の約半数に減少しております。

こうした一方で、アメリカやシンガポールを中心に海外からのインバウンドの学生や一般の方の農村体験ツアーが増えてきておりまして、令和5年は228人、令和6年にはさらに多くの予約が入っているなど、明るい兆しも見え始めてきております。

こうした状況を踏まえまして、今後の対応としましては、日本修学旅行協会や国東市をはじめとした県内他地域のグリーンツーリズム団体との連携強化を図りながら、広島や関西方面などの新たな学校の開拓を進めるとともに、旅行会社を通じ、今後とも伸びが見込める好調なインバウンドツアーの受入れの強化、峯道ロングトレイルと農泊を絡めた新たな旅行商品の造成、各種商談会における営業活動により積極的な誘客促進に取り組んでまいりたいと考えております。

併せまして、新規の受入家庭の参入促進にも力を入れまして、市内の宿泊観光の一翼を担っておりましてグリーンツーリズムの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 井ノ口憲治君。

○6番（井ノ口憲治君） 都会の子どもに限らず、現在の子供たちは農業体験が非常に少ないと思われれます。特に、都会の子供たちはそうであろうというように思っております。それゆえ、ぜひ農泊体験の推進、加入を強力に推進をしていただきたいというように思っています。

海外からの学生には、体験や農泊等、多くのいろいろな体験を取り入れています。このような活動を通して、より人格的な、立派な大人に成長するであろうと考えさせられているところでもあります。

それでは、2点目の質問に入ります。

2点目は、デスティネーションキャンペーン中でもあるせいか、日本人や富裕層の外国人のロングトレイルをする人の数が増えていますが、表示板や案内板が分かりにくいところがあると聞きます。私もそれをお聞きしましてから、高田の方面の何か所か回ってみました。きちんとここが峯道ロングトレイルといった標柱といますか、あつて、そこから行くんだなというところは分かりますが、工事をしている道で新しくなったところとの分岐点や旧道のあるところがあるので、どこから入るのかなというのが分かりにくいのかなという点もございましたし、割と

整備をされていましたが、ところによっては、ここをこう歩くのかのうといったようなところもございましたので、そこ辺のところを分かりやすくしていただけたらありがたいなと思っておるところであります。

○議長（安東正洋君） 市参事兼商工観光課長、河野真一君。

○市参事兼商工観光課長（河野真一君） それでは、ロングトレイルの道案内についてのご質問にお答えいたします。

初めに、国東半島峯道ロングトレイルのこれまでの経緯につきましてご説明申し上げます。

ご承知のように、国東半島では、六郷満山寺院のお坊さんの修行として、峯入りと呼ばれる半島の険しい山々を巡る行事が古くから行われ、現在もおよそ10年ごとに行われております。

この峯入りのルートを基本といたしまして、世界的に人気になりつつあったロングトレイルのコースをつくり、国東半島の地域振興に役立てようと豊後高田市と国東市の有志の方々によって、国東半島峯道トレイルクラブが設立され、豊後高田市と国東市も支援する中で、10年以上前から地域住民の皆さんのご協力もいただきながら、コースの整備に順次取り組んでまいりました。

こうして現在、豊後高田市4コース、国東市6コースの全部で10コースが整備されております。コースの整備に当たりましては、歩く人の安全を第一に考え、危険と思われる箇所は除いていることから、峯入りのコースとは若干違うルートとなっております。また、トレイルコースを歩く人のため各コースを記したルートマップを作成するとともに、道案内のため、豊後高田市内のコースには要所要所の木の枝等に目印となります黄色と黄緑のリボンを設置し、出発点と終点及び分かれ道等には各トレイルコースの標柱を設置しておりますが、景観を損なわないよう、また邪魔にならないようにとの配慮から、大きな看板ではないため、初めてだと分かりにくいかもしれません。

また、スマートフォンを利用いたしましたルート案内の無料アプリがありますので、現在、このアプリの利用を促すため、観光ホームページ等でお知らせしております。この無料アプリは電波の届かない山の中でも使用できるもので、事前に地図をダウンロードすることができ、スマートフォンのGPS機能によりまして歩く人の現在地が分かるため、山中

で道に迷うことがない、非常に便利なものでございます。

詳しくは、昭和の町・豊後高田市の公式観光サイトの体験（アクティビティ）、峯道ロングトレイルの項目をご覧くださいと思います。また、安全に楽しくロングトレイルを楽しんでもらえるよう、ロングトレイルクラブ会員による有料ガイドもありますので、ぜひご利用いただければと思っております。

このように、楽しくロングトレイルを楽しんでもらえるように工夫はしてきておりますが、情報発信等を含め、現状では十分とは言えない状況もあるため、井ノ口議員ご指摘のように、ルートが分かりにくいというご意見があるのも事実でございます。

今後の対策といたしましては、ルート案内マップの充実やルート上の観光スポットなどへの案内板の整備、また、より分かりやすいホームページの掲載内容の改善などを進めてまいりたいと思っております。

国東半島峯道ロングトレイルコースは、自然景観を楽しむだけでなく、六郷満山文化ゆかりの神社仏閣、石仏などをあちらこちらで楽しむことができる歴史、文化に触れ合える、ほかにはない素晴らしい地域資源でございます。この貴重な地域資源を国内外の観光客の皆さんに楽しんでもらえるよう、国東半島峯道トレイルクラブの皆さんや国東市とも連携を図りながら改善に努めてまいりたいと思っております。

最後になりましたが、このロングトレイルのコースは山の中にありまして、そのまま手入れをしないと1年でやぶになってしまいます。このルートを維持するため、市からの助成はあるもののトレイルクラブを中心とした地域の皆さんが基本的にボランティアで起伏の激しい状況の中で、草刈りや倒木の撤去などを行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 井ノ口憲治君。

○6番（井ノ口憲治君） ありがとうございます。

ロングトレイルクラブの皆さんの献身的なご協力をいただいていることがよく分かりました。大都会で生活をしている人は健康増進や癒やしを求め、国内外から今、多くの人が訪れています。

うちにも時々泊まってくれておりますが、君たちはどこから来たんかというように聞きましたら、ボストン、ニューヨーク、ワシントン、香港というように大都会から来ている子どもたちでございます。

ですから、こういう緑豊かな山々や田園風景を見てから、私たちにとっては非常に竹だとか、それから草だとかいうのは、これはまた草刈りをせないかんとか言って、大変困っておる部分もありますが、そういう人たちにとっては非常に新鮮味を感じるんだと思います。そして、草やら竹を見たら、オー、ビューティフルと言いますから、なるほどな、都会で生活している人は、ビルの谷間にいますから、なるほど、こういうところを本当いいんだろなというように思っておるところでございます。

そして、時期によっては蛍が出たり、それからきれいな星が出たりして、星を見て、ビューティフルといって大変喜んでくれております。そういう意味では、観点を変えてみてから、この緑多い、草が多い豊後高田市も大都会から来た人にとっては、非常にいい環境資源であるというように思っております。

ときどき家内と話すんですが、なるほど、本当、砂漠のようなところから来た人は、本当にそう感じるだろうなというように思っておるところでございます。

ぜひこの自然豊かな豊後高田市の悠久の歴史や文化を大いに楽しんでいただきたいと思います。どうぞよろしくご尽力をお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（安東正洋君） 一般質問を続けます。

1番、野崎 良君の発言を許します。

1番、野崎 良君。

○1番（野崎 良君） 議席番号1番、野崎 良です。よろしく願いいたします。

今回は2項目、4つの質問を行います。早速ですが、通告に基づき質問に入ります。

まずは、新町地区の防火対策について、1つ目、本年4月24日に西新町で建物火災が発生しております。そのような中、新町地区の住民の方から、この地区での火災の時は大丈夫だろうかと相談がございました。このようなことから、新町地区の消火栓・防火水槽などの防火対策の現状を教えてくださいと思っております。

そして、2つ目ですが、今後、防火予防に対し、住宅密集地だけではなく、本市全体での啓発活動を行う予定があれば教えてくださいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（安東正洋君） 市参事兼消防長、友久 優君。

○市参事兼消防長（友久 優君） それでは、新町

地区の防火対策の現状と防火予防に対する地域住民への周知についてお答えします。

消防水利には、消火栓、防火水槽、河川及びため池等があり、当地区では消火栓が整備されており、また水取から西新町にかけての浦田水路も利用が可能で、消防水利は整備がされている地区であります。

引き続き、市民の安心・安全を守るため、地域、消防団と情報共有を図り、消防水利の維持管理に努めていきたいと考えております。

次に、防火予防に対する地域住民への周知についてでございますが、火災の早期発見には住宅用火災警報器の設置が有効であります。管内でも過去に住宅用火災警報器の鳴動により火災の早期発見につながり、大事に至らなかった事例もあり、全戸設置に向けて、市報、ケーブルテレビ及び五月祭等のイベントを通じて、広報活動を行っています。設置から10年を経過した警報器は、新しいものに交換し、定期的な作動確認をお願いします。

火災予防については、春、秋の火災予防運動期間中や年末夜警等で消防団による車両広報を実施し、消防団女性部と合同で該当啓発活動、住宅防火診断を行っています。また、地区サロン等での依頼に対して防火講話を実施し、消火器の使用方法等も指導しています。

引き続き、あらゆる機会を通じて、火災予防について市民への周知を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 野崎 良君。

○1番（野崎 良君） ありがとうございます。

今後もぜひ市民の安全・安心、そして生命、財産を守るためにこのような活動をどんどんしていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

次にまいります。今後の観光振興対策についてでございます。

1つ目、長崎鼻において今まで行ってきた花とアートの岬やパーフェクトビーチなどの成果により、年間を通して観光人口の増加を感じられ、インバウンドの影響もあり海外から多くの観光客が本市にも訪れています。しかしながら、全体的に宿泊施設が足りていないという現状の中で、今回、ヨーロッパ風の宿泊施設の建設を行うことで多くの観光交流人口の増加に期待を寄せています。今後の香々地地区の観光振興策について、現在のお考えの概要を教えてください。

いただきたいと思います。

2つ目は、海、山、自然を感じられる本市豊後高田において、今後アドベンチャーツーリズムを活用した観光振興策をどのようにお考えなのか、教えていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（安東正洋君） 市参事兼商工観光課長、河野真一君。

○市参事兼商工観光課長（河野真一君） それでは、今後の観光振興策についてのご質問にお答えいたします。

初めに、長崎鼻における新たな宿泊施設を核といたしました香々地地域の観光振興策についてでございますが、議員ご案内のとおり、長崎鼻におきましては、国の地方創生交付金を活用した施設整備に加え、全国的なキャンプブームの追い風もありまして、コロナ禍におきましても順調に利用客が増加しており、直近の令和5年には天候不良により前年比では減少したものの、年間を通じて約9万4,000人の来場者と高い水準を維持しております。

今年に入ってから、3月中旬から4月上旬にかけて開催された菜の花フェスタでは4万人を超える来場者があり、過去最高を記録したところでございます。

長崎鼻における新たな宿泊施設整備でございますが、滞在型リゾートとして定着しつつある長崎鼻のさらなる誘客と市内での宿泊客を増やすことにより、観光消費額の増大による地域活性化を目的に、長崎鼻特有の風光明媚な自然景観を生かした西洋風の宿泊施設を整備するものでありまして、令和7年度末の完成を目指し、現在、用地買収などを鋭意進めているところでございます。

この新たな宿泊施設は、長期滞在も可能なホテル並みの設備を整えた魅力的な戸建ての施設を計画しておりまして、完成後は、長崎鼻での花とアートの鑑賞、農業体験、マリナクティビティなど、ゆっくり楽しむことができます。

また、近隣にあります国の名勝に指定された中山仙境（夷谷）や旧千燈寺跡、五辻不動など多くの観光地を周遊することが可能となります。

言い換えますと、新たな宿泊施設を核といたしまして、長崎鼻と周辺の観光スポットを有機的に結びつけるとともに、夷谷における新たな観光施設なども整備することで、香々地地域全体の魅力向上を図り、観光振興を通じた地域全体の活性化を目指して

まいりたいと考えております。

続きまして、アドベンチャーツーリズムを活用した観光振興策についてでございますが、アドベンチャーツーリズムは、旅行者が地域独自の自然や文化を体験する新たな旅行形態で、近年、国内旅行者だけではなく、インバウンド観光客の需要も高く、人気の旅行形態として注目されております。

議員ご案内のとおり、本市には、山、里、海、街、食など、豊かな歴史文化や自然特産品が多く存在し、アドベンチャーツーリズムを推進するために必要な素材が豊富でございます。

山、里では本市の宝であり、国東半島が誇る自然景観や六郷満山文化に由来する寺院や仏跡、そして伝統文化などがあり、国の名勝に指定された天念寺耶馬、無動寺耶馬、中山仙境（夷谷）、世界農業遺産認定の核となりました田染荘など、ほかにはない地域資源に恵まれていることから、これらの歴史文化、自然景観を生かしたトレッキングなどの体験メニューが数多くあります。

また、海では、長崎鼻などで体験できる海水浴、サップ、カヌーなどのマリナクティビティがあり、街では、昭和の町におけるレトロ体験、さらに食ではそば打ち体験など、体験型観光を推進する上で、本市は高い優位性を持っているものと考えております。

近年、外国人、特に欧米系の方に人気の高い峯道ロングトレイルや農村民泊などを通じて、本市の歴史文化、農村生活にじかに触れ、本市の魅力をより訴求できるグリーンツーリズムは、アドベンチャーツーリズムを推進する上で重要なツールと言えます。

しかし、これらの豊富な体験メニューがあっても、メニュー自体の陳腐化や旅行者が旅行前に下調べをする期間である、いわゆる旅前にうまく情報発信ができていないという課題もあることから、今後につきましては、既存体験メニューの高付加価値化や新たな体験メニューの造成と併せまして、個人旅行者や旅行社等へ体験メニューについて情報発信を強化するなど、アドベンチャーツーリズムの考えを取り入れて、積極的な誘客促進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 野崎 良君。

○1番（野崎 良君） ありがとうございます。

ぜひ今、市長も進めています観光振興に対して、この本市、豊後高田にはこのように多くの歴史文化、

6月17日

そしていろんな自然景観が、いろんなアイテムがございますので、これをいい形にして、よりよく観光振興策を続けていっていただきたいというふうに思っております。どうぞまた今後ともよろしくお願ひします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安東正洋君） 一般質問を続けます。

16番、大石忠昭君の発言を許します。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭です。今回は、通告しておりますように、8項目13点の質問をいたします。全部、答弁をいただきたいので、質問も要領よくやるつもりですけれども、市民に分かる言葉で簡潔に答弁を求めて、質問に入ります。

最初は、子どもの権利条約についてです。

ガザやウクライナで子どもが戦争で殺される、命の危険に怯える子どもの姿を見て、私は心を痛めています。子どもが戦争の犠牲になる、こんなことは絶対許されません。ロシアやイスラエルは国連憲章を守れ、直ちに戦争をやめろ、この声を広げに広げて国際世論の力で一日も早く戦争を終わらせようではありませんか。

日本共産党は、この日本を含む東アジアの地域を戦争の心配のない平和な地域に変えるために、岸田政権の大軍拡路線、戦争をする国づくりに断固反対をし、アメリカ言いなりではない、軍事対軍事のこの悪循環を繰り返すのではなくて、憲法9条を生かした平和外交を徹底せよと、そして、東南アジア諸国連合、ASEANの平和の取組にも深く学んで、何事も対話で片づける、徹底した話し合いで片づける、この東アジアの地域が戦争のない平和な地域に変えていくために、日本共産党は、これからも全力で頑張ることを表明いたします。

さて、世界の子どもたち、戦争や暴力に怯えることなく、誰もが幸せに生きる権利を持っています。それを保障した子どもの権利条約は、1989年に国連で採択されました。今年、1994年に日本政府が条約を批准してからちょうど30年の節目の年になります。30年たちましたが、日本の子どもたちはどうでしょう。子どもたちは、虐待やいじめ、不登校、そして、自殺など権利侵害が深刻な事態になっています。まさに、私を含めて、政治の責任が問われると思います。だから、私は、政治家の一人として反

省を込めて、この問題も勉強し、ここで、今回、冒頭に取り上げることにいたしました。

ようやく、佐々木市長が言っていましたが——豊後高田市では、子育て支援を大きく取り上げて前進させてきましたけれども、政府は、ようやく少子化対策、子育て施策について国政の重点課題の一つに取り上げることになりました。これも1歩前進なんです。高田のほうはもっともっと早くからやっています。

それですね、どういう変化が起こったか、昨年の4月にこども家庭庁が設置をされました。そして、こども基本法が制定されました。それ何度も私は読み直してみました。このこども基本法が、子どもの権利条約にのっとって、1つは子どもの基本的人権が保障される、2つ目は、年齢や発達段階に応じて自己に直接関係すること全てがこの自己について自分の意見を主張する、その機会を確保するとうたわれていることが重要です。これも大きな変化だと思います。

そして、昨年末、閣議決定されたこども大綱では、子ども、若者を権利の主体として、子ども、若者の最善の利益を第一に考えることを政府のこども施策の基本的な方針にしたことです。これも一歩前進です。

しかし、どうでしょう。日本財団の昨年5月の調査、いわゆる10歳から18歳を対象にした1万人の子どもの意識調査の結果を見ますと、子どもの権利条約について聞いたことがないと答えた方が59%です。半分以上の方が聞いたこともないと答えています。条約が批准されてから30年たっても当事者である子どもたちに内容も知らされていないし理解もされていない、これも重要な問題です。

私は、この通告にも書いておりますように、子どもの権利条約は、一言で言うならば、子どもの基本的人権を保障するために、1つは、生命や生存、成長に対する権利、子どもの最善の利益の保障、そして、意見表明権、差別の禁止、この4つの原則が定められ、前文と本文54条で成り立っています。子どもの権利が守られる、そのためには大人も子どももこの条約について、中身についても、やはり知ることが大切だと思います。

そこで、質問は簡単です。2項目質問をしますが、これは、短い言葉でよいので、市長の意識の問題を聞いています。それから、市長の基本的姿勢を聞いていますので、短い言葉で、佐々木市長から市民に

分かるように答弁をしていただきたいと思います。

第1点は、本市における児童・生徒に対してこの子どもの権利条約の内容が周知をされてきたんでしょうか。私は、理解できていません。だから、聞いているんです。どの程度、周知をされているのか。その周知度について、教育委員会が悪いとか市長が悪いとかいう議論をしているんじゃないんです。私たちの認識を一致したいので、市長はどのようにこの実態を認識をしているか、市長の言葉で明らかにしてください。

2つ目には、本市では、医療費や給食費などの無料化、子育て支援では全国トップクラスです。その点について、佐々木市長の業績については、私もこの場で度々評価をしてきました。今度はその実績の上に立って、何を求めるのか。子どもの権利を保障する取組についても全国トップクラスを目指してほしいと思うんです。

最低、2つの提起をしますが、1つは、豊後高田市において子どもの権利を守るための市の条例を制定する。市長が議会に提案して、審議をして、制定をする。

2つ目には、児童や生徒、そして大人に対してもこの権利条約のやっぱりこの中身ですね、どんなに大事かということについて理解をしていただくために、パンフレットを作成して配布することが検討できないだろうか。この2つの提案をいたしますので、市長の言葉で簡潔に答えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（安東正洋君） 子育て支援課長、水江和徳君。

○子育て支援課長（水江和徳君） それでは、子どもの権利条約についての質問にお答えいたします。

この条約は、議員ご案内のとおり、世界の多くの児童が、今日なお貧困、飢餓などの困難な状況に置かれていることに鑑み、世界的な視野から児童の人權の尊重、保護の促進を目指したものであります。

豊後高田市では、子育ては社会全体で支えるべきであり、教育には差別があってはならないという基本的な考えの下、全ての子どもに等しく行う支援策として、子育て応援誕生祝い金、ゼロ歳児からの保育園の保育料、幼稚園授業料の完全無料化、保育園の副食費、中学生までの給食費の無料化、高校生までの医療費の無料化、さらに7月からの入院時の食事代の無料化など、全国トップレベルの施策に取り組んでおります。これらの取組が子どもの権利条約

の意図するものの一つであると考えております。

このように、保護者負担の軽減をするため、差別のない経済的な支援について実行しておりますけれども、子どもの権利保障や条約の内容についての周知に関しましては十分ではないと思われまので、子どもの権利についての条例や啓発などにつきましては、先進地の事例や他市の状況を調査・研究してまいりたいと考えております。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 市長が答えてもらえないということが今、豊後高田の問題だと思うんです。私は、いろいろどういう事業をやってきたかという事業の内容を聞いたんじゃないんです。この内容が30年たっても周知されてない。私、日本共産党の市議会議員でありますけれども、私自身も内容を十分知って、これまで議論してきたかというしてないんです。反省の上に立って私は述べているんです。

それで、周知の問題についてね、ちょうど私、全国いろいろ調べてみましたけどね、いろいろあります。大分県でももうまちまちで、これ一番簡単なのはね、市、ある市は3種類パンフレットを作っているんですよ。幼児用には親向け、小学生用には親と小学生向け、中学、高校生用についても親と中学生向け、全部、文面が違いますけどね。そういうものを全戸に配っています。

私も読んで、非常に勉強になりまして、反省させられています。よって、時間がないので、余り言いませんけども、このように私は法律も条約も読み直してみましたけど、第43条にはね、42条ですかね、この内容について国民に周知をするということを条約で約束しているんですよ。それについて、今、高田の場合やられていない。私も政治家の一人としてやってないですよ。

だから、今後、小中学生や若い人たちに周知してもらいたいと思うんですけど、この周知の意義、あるいは条約の特徴について、市長は理解しているでしょうか。条約について読んだことがあるんでしょうか。ぜひ一言、自分たちも、市長も含めて認識が弱かったと。だから、今度は変えるんだということを書いていただきたいと思います。どうでしょうか。

市長の認識を聞きたいんですよ。私の認識は述べているでしょ。反省しているんですよ、私は。

○議長（安東正洋君） 子育て支援課長、水江和徳君。

○子育て支援課長（水江和徳君） それでは、再質問にお答えいたします。

先ほど、議員からご案内のありましたとおり、こども基本法が昨年4月に施行されております。この基本法には、憲法や子どもの権利条約にのっとったものとして定められております。これも先ほど、議員のおっしゃられたとおりでございます。

このこども基本法において、国は子どもの権利条約の趣旨及び内容について、公報活動等を通じて国民に周知を図り、理解を得るように努めなければならないというふうに規定されております。こうした規定があることから、今後、国や県、そして市も一緒になったですね、周知をしていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 今度は大分県も市町村と一緒にあって、このこども施策の計画をつくることに法律で位置づけられているんですよ。周知の問題ちゅうのが一番大事なんです。私はその点でね、佐々木市長が県議会議長の時に子ども議会を開催した、市長に就任した後も開催しましてね、あの子どもの質問をよく聞いて、市長自身が小中学生にタブレットを全部設置をしたでしょ。大きなこの点でもね、大分県の中では佐々木市長が一番だと思うんですよ。

そういうように、あるいは入学式の、あるいは卒業式の市長の挨拶を聞いておりましたが、子どもたちが問題意識を持って考える、そういう子どもになってくれという趣旨の挨拶をしますわね、これも市長はすごいと思うんですよ。だからですね、長く言いませんが、子どもたちに周知をするためにですね、パンフレット、親も理解してもらおうようなパンフレットをですね、そう予算をかけなくてもやってもらう、作成する段階がいいんですよ。大分の場合は議会が32回議論をして、条例を制定をした、条例を議会が提案した、その条例の解説書までつくっています。大分の議会のレベルというのはすごいですね。

せめてですね、そういう全国の経験を学んで周知を徹底すること、それ、市長はどうでしょうか。これは佐々木市長ならできると思うんですよ。子育て支援策は全国トップ、今度は子どもの権利を守る、そういう対策についても全国トップであってほしいと思いますけど、市長の見解を求めます。

市長、答え切らんかな、それが。

○議長（安東正洋君） 子育て支援課長、水江和徳

君。

○子育て支援課長（水江和徳君） それでは、再々質問にお答えいたします。

今、議員ご案内のとおり、大分市のほうでは、議員提案でこの子ども権利条例が制定をされておるようではございます。したがいまして、大分市等を参考にいたしまして、啓発などについては研究してまいるたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） もう一遍、今度は市長、答えてくれませんか。いついつからどうせよということを知っているんですよ。基本的なことなんですよ。だから、この子どもの権利条約を具体化したのがこども基本法です、こども大綱なんですよ。国のほうもどんどん進んでいると。遅ればせながら進んでいるんですよ。だから市のほうも、いわゆる市独自の子どもの権利条例を市長が議会に提案してつくと。市長が提案したのは、大分県の中で豊後高田が一番と。

それから、さっき紹介したようなパンフレットを何らかの形でつくって、市民に理解をしてもらって、将来を担う子どもたちが、やっぱり俺は将来こういう人になって、こういう意見を述べてと、いわゆる意見を主張できるような子どもをつくってもらいたいんですよ。

例えば、高田高校の給食費の助成の問題についても、高校生から堂々と意見をね、市長に上げるような、そういう高校生が5人、10人と出たら、豊後高田の将来はすごいと思うもんですからね。もっとも子どもが意見を主張できるような場をつくらせる、そのためには権利条約の内容を知ってもらいと、理解してもらおうと。そういうように市長、取り組んでもらえんでしょうか。こういう点で大分県一を目指してもらえんでしょうか。市長の見解を求めます。一言でいいですから、市長の気持ちを市民の前で明らかにしてください。

○議長（安東正洋君） 大石議員に申し上げます。

質問がですね、今の質問で4回目となります。（○16番（大石忠昭君）4回目じゃないんですよ。1項、2項のうち今、2項目のこと、今のは2項目）同じ質問だと思います。（○16番（大石忠昭君）1項、2項、2項目について）

それとですね、質問者からは答弁者の指名はできませんので、ご了承願います。（○16番（大石忠昭君）

いや、市長、答えてください。それは、佐々木市長はすごいですねってなりますよ、それは)

子育て支援課長、水江和徳君。

○子育て支援課長（水江和徳君） それではお答えいたします。

周知に関しましては、先ほどもありましたように、こども大綱の中で、県、市町村、各地域のこども計画を策定する予定になっておりますので、その中で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） あと40分ありますのでね、7項目を全部こなしたいと思います。短い言葉でいいですからね、市民に分かる言葉で聞かれたことについて、簡潔に答えていただきたいと思います。

質問通告に出しております気候危機打開対策です。これについても一昨年、昨年と、私は2回にわたって、この気候危機を打開することが国際的に見ても大事、国ばかりではなくて、市町村が取り組むことの大事さも指摘してまいりました。

それです、第1点目は、私が議論をしましたが、その後、市の進捗状況はどうなっているのか、簡単に教えてください。

それからですね、今年2024年ですが、2050年までに、世界中で二酸化炭素の排出をゼロにしようと、国のほうもそのゼロを目指しています。大分県の中でも、例えば、隣の宇佐でも中津でも国東でも杵築でも、ゼロ宣言を目指してそれぞれ取組をしています。豊後高田はそれをやってないんです。だから、これは今度の議会に市長が提案するのかなと思いますけど、できない。なぜいまだによそがやっている二酸化炭素ゼロ宣言ができないのか、いつするつもりなのか、今議会の最終日にはできるのか、明らかにしてもらいたい。

それから、今後についての気候危機打開対策、市民の協力を求める、事業者の協力を求めてこうやりたいんだという、豊後高田市における気候危機打開対策について、明らかにしていただきたいと思えます。それも簡単でいいです。

○議長（安東正洋君） 環境課長、塩崎康弘君。

○環境課長（塩崎康弘君） それでは、大石議員の気候危機打開対策についてのご質問にお答えいたします。

地球温暖化の影響が深刻な問題となっていることから、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの発生

を抑制する脱炭素の取組について、国の方針に基づき、その達成に向け、取組の基礎となる地方公共団体実行計画の区域施策編の策定を進めているところでございます。その中で、関係課の議論の場としての地球温暖化対策庁内検討会議を開催し、温室効果ガス排出量の削減等を推進する施策の検討を行ってきております。

また、2050年までに、二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことの表明につきましては、現在、進めております実行計画を策定し、取組を進める中で検討してまいりたいと考えております。

今後の具体的な取組につきましては、検討会議の中で、本市の地域特性や国・県の補助制度等を総合的に勘案しながら、本計画が実行性のあるものとなるよう議論してまいります。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） この問題でもね、市長が答弁に立たないということが、私は問題だと思いますよ。多く述べませんけどね。

皆さん、市に要求した資料の3ページを見てください。

今の実行計画をつくっているんだというけども、2年間にわたって2回しか会合していないという資料でしょ。私は何十回もやっているのかな、もうなまかたできるのかなと思ったら、1年に1回しか会合していない。温暖化対策について、市のいろんな事業をやっていることを何行でもいいから書いてくれと、そんなものはありません。事業をやっていないということなんですか、事業をやっているんじゃないんですか。

せめて、今年も市民に対しても、事業者についても、こういうお願いをすると、市役所でもこういう努力をしないと、やっぱり気候危機打開策に市長も取り組んでいるというのを市民に見せないかね。幾ら子育てで日本一じゃ、定住対策、移住対策で日本一だと言ってもね、これは見る人が見たら、市長、ちょっと考えてくれちゅうことになりますよ。長く言いませんけどね。

それでね、各市の状況を全部調べています、データ持っていますけどね、いろんな助成事業をやっているでしょ。高田の場合、助成事業もやってないんですよ。こういうことについてもね、中津なんかそうでしょう、国から特別、金を取って、4億円から基金を貯めてこれでやっていますわね。そういう点で

やらないと、気候危機の打開問題というのはもう何度も言いませんけどね。このままいったら大変なことになるんですよ。それぞれの努力によって解決する、そういう姿勢がないのか、市長、どう思いますか。この議会の最終日には、ゼロ宣言を宣言できますか。市長の見解を求めます。それが分かれば、もう次に行きます。市長、教えてください。

○議長（安東正洋君） 環境課長、塩崎康弘君。

○環境課長（塩崎康弘君） それでは、大石議員の再質問についてお答えいたします。

今回、宣言につきましては、宣言するだけでは意味がないというふうに考えておりますので、まずは実行計画を策定し、二酸化炭素実質ゼロに向けた取組を行うことが重要ですので、取組を進めていく中で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） ずっと前の頃からね、2年間同じ答弁をしてきたんですよ。しかし資料を見て分かるようにね、実績が高田については存在をしません。実績がないんですか、あるんですよ。そういう理解で恥ずかしくないですか、市長。何かやっちゃんじゃないかと、言えるぐらい、何にもやってないでも結構ですということなんですか。国際的にこれ、挙げてやっている問題をね、高田ではやってないということなんですか。その計画つくる会議が、2年間で2回しか開かれていない。本当に私は恥ずかしいと思いますよ。いつまでに実行計画をつくり上げる考え方なのか。それから、ゼロ宣言はいつ発表するのか。

もう全国では、1,073自治体が3月末でゼロ宣言をしていますよね。高田の周りは全部やっているのに高田だけはやれない。佐々木市長は何かえと、共産党の議員の会議でも話題になりますよ。そういう点は、市長は、佐々木さんは疎いなど、こうなっているんですよ。私も共産党議員として恥ずかしいですよ。それだけ緊急課題だと思いますよ、これは。市民や業者の協力を求めて一体となつてね、この気候危機打開対策に取り組む、そうやってもらいたいと思いますが、市長、教えてください。

○議長（安東正洋君） 環境課長、塩崎康弘君。

○環境課長（塩崎康弘君） それでは、大石議員の再々質問についてお答えいたします。

先ほどの実施計画のスケジュールでございますが、本年度中の策定を目指しております。ただ、宣言に

つきましては、実行計画の進みを見ながら考えていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 3番目の問題は、物価高騰から市民の暮らしをどう守るかという問題です。

基本問題は、やっぱり国の政治の問題なんですけれども、皆さんもご承知のように、国民が怒っているように、岸田政権では、この問題では無為無策なんですよね。だから、どの世論調査をしてみても、少しは上がるかと思つたらどんどん下がるばかりの状況でしょ。そういう点でね、佐々木市長はね、全国の自治体の中でも、国がやらなければ市がやればいいんだと、ある金は有効に使えということだね、これまでいろんな市の独自の支援策を取ってきました。これも私は評価しています。それでも、今は所得減税をやるということで、それぞれ補正予算を追加するなどして議会で議論が始まっていますけどね、これでも、世論調査の結果では評価しないが高いんです、国の施策についてはね。

で、豊後高田の場合は、市長も財政的には豊かんだと、全体の基金が120億円近くあるということですからね。この基金のほんの一部を使つてもね、本当に今の物価高で苦勞している市民、あるいは業者に対しても、何らかの支援策を新たに実施してもらいたい。これは今度、最後の日に補正予算を組めまでは言いません。9月の議会でも、12月議会でもいいですからね、ため込んである基金の一部を使つて、市民の暮らしを守る、市民や業者から喜ばれるような新たな事業に、新たな支援策に取り組んでももらいたいと思いますが、市長の見解を求めます。

○議長（安東正洋君） 財政課長、伊藤昭弘君。

○財政課長（伊藤昭弘君） 財政調整基金を活用した新たな物価高騰支援策に係るご質問にお答えいたします。

本市では令和5年度において、国の支援を市独自で拡大し、全世帯へ3万円、全ての子育て世帯に子ども1人当たり5万円を支給し、さらに、30%のプレミアム付き商品券、総額4億5,500万円を冬枯れと言われる2月に市独自で発行するなど、思い切った対策をスピード感を持って取り組んできたところでございます。

財政調整基金の令和5年度末残高でございますけれども、約33億6,000万円となり、前年度から約2億7,000万円増加いたしました。令和6年度当初予算

では、財源不足により、財政調整基金を約6億円取り崩す予算としております。今後、依存する地方交付税が落ち込めば、財政収支が悪化し、さらに大きな財源不足が生じることも想定されます。したがって、財政調整基金は安全かつ効率的な運用で育成を図りつつ、今後の財源不足に備えることを基本的に考えているところでございます。

なお、物価高騰に対するさらなる市独自の支援策につきましては、引き続き、国などの動向を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） もう一回だけ、市長に直接答弁を求めたいと思うんです。

財政課長がね、今の財政分析の結果もありました。そのことを私は否定しているんじゃないんですよ。あるいは、これまで市独自の事業をやってきたということも述べられました。そのことは、私は全部分かった上なんです。

だから先ほども、国がやらなければ市町村がやるということで、佐々木市長が先頭を切ってやったんですよ、子育て支援でもようやく今、国がやり出したでしょ。そういう点では、佐々木市長ならできたんですよ。

だから今度も、それだけやってみても、本当に市民の生活は厳しいんですよ、本当に。物価が前の月に比べて25か月間連続値上げでしょ。いつ物価値上げが止まるか分からない状況だからね、市長、9月や12月に向けて、やっぱり財政豊かなんですから、そのほんの1億円使っても2億円使っても困った市民に何らかの支援策、新たな支援策をつくるという姿勢はありませんか。市長、その姿勢を聞きたいのです。答えてください。

○議長（安東正洋君） 財政課長、伊藤昭弘君。

○財政課長（伊藤昭弘君） 再質問にお答えいたします。

9月、12月にでも新たな独自の支援策をということでございますけれども、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、財政調整基金は、基本的に財源不足に備えることを基本にすると考えているところでございますし、国の動向、それから経済情勢なども見極めて、今後、注視をしてまいりたいということでございます。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 全部最後まで答弁を求めたいので、あと簡潔に答弁をお願いします。

今度は、市役所で働く会計年度任用職員の待遇改善の問題についてです。

これもう2回連続議論をいたしましたし、この場でも議論をいたしましたし、総務委員会でも時間をかけてやりました。その結果、今日2点の質問なんです。だから、これはもう総務課長でいいですからね、簡潔に答えてください。

1つはね、最初に言っているのは、臨時職員から会計年度任用職員に変わりました。今度は期末手当が出るようになりましたね。その代わりに、賃金についても安いと。国のほうは法律を改正して、人勧に基づいて常勤職員の給料を改定すれば、それに合わせてですね、会計年度任用職員についても4月に遡って上げるべきだという、法律も変えて通達も出しとるのに、豊後高田はやらないと、大分県でこれ遅れていますね。

だからこういう点についても、市長がこれをね、本当に国の通達、国が法律を変えてまでこうやっているということをよく理解しとればね、職員と同じように、非正規職員についても、市民のサービスのために一生懸命頑張っているんですからね、この4月に遡って上げると。でもう、去年のことを今上げろとは言いません。今年度についてはね、人勧の結果では4月に遡って上げる、そういう考えがないのかが1つ。

2つ目にはですね、期末手当が支給されることになりました。今年度から市町村が勤勉手当を支給することができました。この周りを見ましても、杵築や国東、宇佐、中津と、全部できているんですよ。この6月分から、会計年度任用職員についても勤勉手当が支給されます。高田は、今度の議会に条例が出るかと思えますけど、出てないんです、なぜなんですか。今年度からは勤勉手当を出そうではありませんか。市長、そう思うでしょうが。これは市長の答弁ではない、課長の答弁でいいからね。今年度からは勤勉手当も出すんやという答弁をしてもらえませんか。

以上です。

○議長（安東正洋君） 市参事兼総務課長、飯沼憲一君。

○市参事兼総務課長（飯沼憲一君） ただいまの報酬や手当の遡及支給についてでございますが、なかなか難しい諸事情がございまして、現時点では遡及

6月17日

は考えておりません。

次に、勤勉手当の支給についてですが、現時点での提案の予定はございません。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 市長ね、私が先ほど質問で述べたことが理解できますか。今度は市長に聞きます。

課長はね、まだ今のところ考えてないと言うんですよ。これまではね、総務委員会でも全て議論しましたよ。この国からの文書を市長に届けて市長が読んだんかと、市長は読んでないちゅうんですよ、そうでしょ。副市長にも届けたのかと、副市長にも届けてないちゅうんですよ。

私はね、佐々木市長を信頼してますからね。その国の文書が分かれば、4月に遡ってやりますよ。姫島や、あるいは九重町でも同じようにね、4月に遡ってやりますよとやってるんですよ。私は市長も、そげすべきじゃないかという態度を取ると思うんですよ。それを市長と副市長と総務課長と三者で一緒に話をして、まだ出さないということを決めたことがないち聞いたんですよ。こんな問題はそれでよいんですか。

同じ市役所で、市民の命や暮らしを守る行政サービスをするために、本当に献身的に会計年度任用職員も働いていますよ。それが国のほうが、給料が安いから、正規の職員と同じように遡って支給してもよいよと、よいよじゃない、しなさいとなってますね、通達見たら。それができてない、恥ずかしいと思いませんか。市長、どう思いますか。遡及について今年度からやると、述べてください。

○議長（安東正洋君） 市参事兼総務課長、飯沼憲一君。

○市参事兼総務課長（飯沼憲一君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

通知文の関係でございますけれども、市長にそのままをお見せするというようなことは確かにいたしておりません。私もそのようにお答えをいたしました。実際の通知文レベルの文書を逐一、市長の供覧に付すというような、やや非効率と思われるようなことはいたしておりません。

ですので、本件につきましては、まずは総務課で国からの通知文書を把握し、次に副市長を含めた内部検討を経た後に、市長には概要をご説明し、うちとしての方針案、そういったものを協議するという

フローで行ったところでございます。国の通知文書の趣旨等は、理解をしているつもりであります。

以上です。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 釈明ばかりしているけど、今、釈明聞いてるんじゃないんですよ。市長、こういう議論をしたらね、やっぱり豊後高田においても、令和6年度については給料は遡及すると、4月に遡ると、勤勉手当も出すという答弁ができないんですか。勤勉手当は、ある新聞では、全国9割の自治体でやっているそうですね、大分県はこれ遅れた、これ1番ですよ。それも、勤勉手当についても、6月に間に合うとすれば、最終日に条例改正やらしてもらいたいんだけど、間に合わなければ12月に出して、6月、12月を一括に出すということもありますのでね、とにかく今年度については、勤勉手当を支給すると、条例を議会に諮るといようにしてもらいたいと思いますが、市長どうですか。

○議長（安東正洋君） 市参事兼総務課長、飯沼憲一君。

○市参事兼総務課長（飯沼憲一君） これは、もう私のほうでもずっと検討いたしておりますけれども、調査をしたところ、令和6年度に常勤職員と全く同じ月数で勤勉手当を支給しようとしているのは、県内14市中5市だけでありました。割合にすると概ね36%にとどまっているようであります。逆に、常勤職員と異なる市は、本市を含め14市中9市もございまして、割合にすると概ね64%でございました。情勢的には、実際には、大分県内ではそういった情勢であると。

そのうちですね、さらに申しますと、勤勉手当を出している市でありまして、そのうち2市はですね、うちの勤勉手当もありますが、期末手当もありますので、合算すると、うちの期末手当よりも率が少ないということもございました。ですので、勤勉手当を導入しているといいましても、支給月数はかなりばらつきがありまして、期末手当を合算すると、うちのほうがまだ多いというような実態もありました。勤勉手当を県内で導入しないのは、うちも含め4市もでございます。

多い、少ないでいいますと、あれかもしれませんけれども、国のおりにやっていないというふうな観点でいいますと、まだまだそういった国のおりにやっていないなというところが多いようであります。

遡及につきましても、調べたところ14市中まだやっ

ているのは1市だけでありまして、13市はやっていないという状況でありましたので、そういったところもまた状況を見ながら、我々もまた検討を続けていかなければならないかなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） あのね、もう弁明、弁明の答弁ですけど、そんなこと求めてはないんですよ。市長にね、どうかと、市長の姿勢の問題なんです。あなたがそういう立場を取っているから、市長が理解していない、それは当たり前と思っている。そうじゃないでしょ。同じ正規の職員と働いているこの非正規の職員たちも、国がそういう方向になって、その分は国が財政負担をすとなればね、当然、改定をして、勤勉手当についても出すべきでしょ。ぜひですね、9月の議会にはその条例を出すように、市長に強く求めておきます。

次が、空き家対策。あと4項目ありますんでね、簡単に答えてください。

空き家対策については、市が空き家対策の計画を持っていますが、その進捗状況についての問題点や教訓がどうなのか。それから、空き家を有効活用していくためには、市の改修や購入の助成金などを増額していく、見直しをする必要があると思うんです。これも、全県を私調べてみました。高田は遅れておるほうですね、後で述べますけども。ぜひそうしてもらいたいと思いますが、基本的なことだけで結構ですので、簡単に答えてください。

○議長（安東正洋君） 都市建築課長、近藤保博君。

○都市建築課長（近藤保博君） それでは、空き家対策についてのご質問のうち、空家等対策計画の進捗状況等についてお答えいたします。

第2期豊後高田市空家等対策計画につきましては、令和2年度に策定し、令和6年度が5か年の最終年となっております。本計画は、空き家が年々増加する中で、総合的な空き家対策を推進し、市民の生命及び財産を保護し、安心して暮らすことのできる生活環境を確保するとともに、空き家等を利活用して、移住定住対策に取り組むことを目的としております。

都市建築課の所管といたしましては、空き家にならないよう予防を推進すること及び空き家を放置することにより、老朽化が進まないよう適正管理を推進することによってございます。

計画には、成果目標として、助言・指導等による

空き家等の除却について、5か年で15件を目標としておりますけども、相続関係者に粘り強く働きかけることによりまして、令和5年度までの4年間で27件と、目標値を上回っております。そのうち老朽化して、倒壊のおそれなど、緊急性がある空き家を市が特定空家として認定し、除却費の一部を補助し、所有者等が取り壊した件数は3件となっております。

空き家管理は所有者の責務でありますので、空き家とならないよう賃貸など利活用すること、また、放置することで老朽化が進行しないよう定期的に風を通すことなど、適正に管理をしていただく、さらには、利活用の予定がない場合には、倒壊等の危険性が高くなる前に取り壊すことなど、今後も広報に力を入れ、所有者等の理解を深めていきたいというふうに考えております。

また、次期計画においては、この5年間の状況を踏まえて、他市の施策なども参考にすることで、全国的な問題となっている空き家対策をより進めていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 地域活力創造課長、小野政文君。

○地域活力創造課長（小野政文君） 空き家対策のうち、空き家の有効活用対策、助成制度の見直しについてお答えいたします。

ご案内のように、本市の助成制度は、空き家バンクに登録していただいた物件のうち、入居が決まったものに対しまして、改修費用に40万円、家具等の片づけに10万円、（○16番（大石忠昭君）そんな説明求めてないっちゃ）仏壇の撤去費用に5万円、ハウスクリーニングに3万円の条件を設けております。また、DIYをする際の木材の材料費にも10万円の補助を行っております。（○16番（大石忠昭君）そういうことを聞いているんじゃないや）

さらに、空き家を購入された市外の方についてはプラス20万円、高齢者集落にある物件の場合はプラス10万円、周辺部に2世帯で生活する住宅を購入する場合はプラス10万円の加算も用意しております、これらを合わせると最大で108万円の助成を行っているところでございます。

空き家対策に関しまして、本市の助成金額より多いところも把握しておりますが、人口増、移住者増の観点からすれば、本市では幅広い移住支援策や子育て支援、教育支援等に取り組んでおりまして、全国的にも高い評価をいただいておりますことから、

移住者向けの空き家に関する助成制度の見直しにつきましては、今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 空き家対策について、ここに大分合同新聞がありますけどね、各新聞が1面トップで、空き家が全国で900万戸と、大分県が11万5,000戸、これに対して豊後高田ではどうなんですかと資料提出を求めたら、高田では分からないちゅうんですよね、これが高田の実態なんですよ。全国が900万戸、大分が11万5,000戸ということが明らかになって、高田は分からんちゅうのはおかしいと思うんだけどね。もう1点だけですよ、大分県のいろいろ説明が、豊後高田の説明がありましたけどね、このパンフレットがテレビでも評価されることやね、186のメニューがあるとされてるんですよ。それは全部読んでますよ、全部ね。よそのも全部見ました。パンフレットも随分取り寄せました。

だけどね、私がずっと主張してきたのはね、同じ空き家バンク対策でも、購入をすれば補助率が違うという方法を取るべきではないかと、ずっと何年前から言ってきましたよ。永松市長時代から言ってきましたよ。よそも調べてみましたね。高田の場合は、空き家バンクに登録している家の改修は、改修費は40万円ですよ。もう、大分県下は100万円のところが多いです。100万円購入しても、購入費に対する100万円、改築費についても100万円というところがざらにありますね。全部書き出してますよ。

だからね、どことどこという議論じゃないんで、市長そのことも分かってね、パンフレットのメニューが多いということは自慢じゃなくて、同じ空き家バンク事業でも、やっぱり購入して住みついてもらおうと、そうすると移住・定住対策になるのでね。見直しする考えがないと課長は言っているけど、市長もないんですか。市長、それを答えてください。大事な点なんです、これは。

○議長（安東正洋君） 地域活力創造課長、小野政文君。（○16番（大石忠昭君） ないか、あるかだけでいいですよ。いろいろ説明要りませんよ）

○地域活力創造課長（小野政文君） お答えいたします。

制度を見直すことで、購入者が増えるのではないかとということであろうかと思えます。

これまで、移住の相談をお受けする中でですね、いきなり購入というのはそういった件数も少なく、

少し難しいように感じております。やはり地域の環境とか気候とか、そういったものが分からない中で、すね、購入したいという方につきましても、まずは住んでみて地域になじむことができれば、購入を検討したいという方が多いように感じます。また、就労先等がですね、決まっていない方も多くて、融資への課題もあろうかというふうに思っております。

そういった中で、制度を見直すべきではないかという先ほどのご質問につきましては、1回目のご答弁をさせていただいたとおりであります。

以上です。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） あと9分になりましたけど、3点ありますのでね、1つ3分でやればやれますので、答弁原稿ができて長々やっておりますけどね、市民のために協力してもらえませんか。

1つは有機農業の関係でね、市長が大分県で3番目に有機農業を推進しようと、市民ぐるみでやろうということを宣言したことは評価をいたします。今後は、今までと違って本気でやるんだという姿勢を見せてください。その姿勢だけでいいです。どうでしょうか。姿勢だけでいいですよ、もう時間がないから。

○議長（安東正洋君） 農業振興課長、川口達也君。

○農業振興課長（川口達也君） それでは、有機農業の推進に係る質問にお答えします。

有機農業推進につきましては、昨年度から国のみどりの食料システム戦略交付金を活用し、市有機農業推進協議会を設立する中、取組を進めているところです。この計画の推進について、国の交付金活用を現在しておりますが、今後の事業推進に向け、5年間の計画を定めております。

この5年後の目標として、有機農業に取り組む農家数を増加させる、有機農業に取り組む面積を増加させるというふうにしております。この目標に向け、今後の生産拡大の取組として、情報共有や圃場の土壌診断、モデル地区の設定や条件改善、また農産物の流通や消費の取組として、独自認証の導入や販路の開拓、流通体制の効率化などを活用して進めてまいります。これらの取組を中心としまして、市豊後高田産有機農産物のブランド化と消費者への認知向上、販路の拡大について、協議会の皆さん、各農家さんや関係機関と連携して、計画の達成に向け、取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 3分ずつで、長かったら止めてください。

あとは、森から立石に抜けるふるさと林道のトンネルが2つありますが、これが暗くて問題になって苦情多いんですけども、予算を組んでるんですから、一刻も早く改修をしてもらいたいと思いますが、いつ着工していつまでにはこの明かりを取り返すことができるのか、それだけ教えてください。

○議長（安東正洋君） 耕地林業課長、阿部博幸君。

○耕地林業課長（阿部博幸君） それでは、ふるさと林道豊後高田山香線の奥畑トンネルと華岳トンネルの照明についてお答えいたします。

奥畑トンネルの照明につきましては、本年度、山村強靱化林道整備事業により補助金を受けることができましたので、設備調査設計の後、改修工事を行う予定でございます。

華岳トンネルの照明につきましても、現在、管理者であります杵築市とLED照明への変更について、協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） トンネルの状況は、照明機具が工事の時には60機あるいは63機ついていながら、今実際に稼働しているのは12機や13機の状況なんですよね。電気料が従量制だから無駄なことはしていないと思うんだけどね。だから、それを2つのトンネルともいつまでには出来上がるのか、市民はいつになったらこのトンネルが明るく通れるようになるのか、その辺だけ教えてください。

○議長（安東正洋君） 耕地林業課長、阿部博幸君。

○耕地林業課長（阿部博幸君） 奥畑トンネルでございますけれども、設備調査設計のほうを今月入札いたしましたので、その結果次第によりますけれども、年度内の完成に向けて進めていきたいと思っております。華岳トンネルにつきましては、今後、杵築市のほうとも協議を進めてまいります。

以上です。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 議長、おかげで最後までいけますので。

最後は火葬場ですね、周辺の公園に桜や紅葉やイチョウの木が植えられておりましたけれども、行ってみますとね、今17本しかない、面積が約5反あるんですよね。これも環境面から見てもね、問題だと

思いますが、何とか補植をしてですね、やっぱり火葬場の環境にふさわしいような公園にしてもらいたいと思いますが、その辺の見解はどうでしょうか。

○議長（安東正洋君） 環境課長、塩崎康弘君。

○環境課長（塩崎康弘君） それでは、火葬場周辺の環境整備についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、火葬場周辺に以前、植樹しておりました桜については、鹿による獣害などの影響で枯れたものや傷んでいるものも多い状況でございます。

しかしながら、桜と同時期に植樹いたしましたイチョウや紅葉は生育しておりますので、今後につきましては、火葬場周辺の環境や施設の特殊性も考慮しながら、適切な維持管理を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 鹿の被害でね、ああいう状況になっているという状況です。桜については、市役所の跡の公園を見ても分かるように、なかなか順調に成長するというのは、非常に難しい問題があるんですよ。今のまま放置をするわけいかんでしょ。約5反の面積がありますしね。やっぱり火葬場を利用する方々も、立派な火葬場の周りの環境整備がされているなあと評価をいただけるようにしてもらいたいと思うんですよ。

具体的には市民に分かるように、今後どうするのか、何本か植え添えると、どういう木を植えることになるんだと、あるいは草刈りもちゃんとやって、火葬場の環境を整備をしていくんだという立場を明らかにしてもらいたいと思うけど、どうでしょうか。

○議長（安東正洋君） 環境課長、塩崎康弘君。

○環境課長（塩崎康弘君） 草刈り等につきましては、年に2回ほど行っておりますけれども、植樹については、今の獣害等のこともありますし、今のところ新しい植樹については考えてはございません。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 今のままで、あれだけ5反の公園に木が17本しかないけども、17本でいくというんですか。補植をしないんですか。補植をすべきではないんですかね。市長、どうですかそれは。市長、どう考えますか。

○議長（安東正洋君） 環境課長、塩崎康弘君。

○環境課長（塩崎康弘君） それでは、大石議員の

6月17日

再々質問についてお答えいたします。

先ほど申しましたとおり、獣害ということもありますので、今のところは現状を維持していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） それでは、しばらく休憩をいたします。

午後の会議は13時を予定しておりますので、どうかよろしく願いいたします。

午前11時33分 休憩

午後1時0分 再開

○議長（安東正洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番、於久弘治君の発言を許します。

3番、於久弘治君。

○3番（於久弘治君） 議席番号3番、於久弘治でございます。お昼を挟んでの午後からの一般質問となり、執行部の皆さん並びに議員の皆さんもご多忙だと思われそうですが、もうしばらくの間、お付き合いいただきたいと思っております。

最初に、福祉避難所の指定について質問いたします。

市長からの提案理由にもありましたように、本市では、今年の3月から、指定福祉避難所を市内4か所に指定したこと、早期に個別避難計画を作成するために専門職員を配置し、要支援者が安心して避難できるための取組を進めています。

私がこの取組について、今回、質問させていただいた理由としましては、去る4月19日の大分合同新聞に、指定福祉避難所を初選定という題目で、豊後高田市の記事が大きく記載されていたことを目にされた市民の方も多いかと思われれます。

その記事の内容からは、先ほど、市長の提案理由にもありましたように、市内初の指定福祉避難所は4か所、個別避難計画を進めるために、在宅災害弱者支援員として、社会福祉士・介護福祉士の資格をお持ちの谷口さんを採用したことは分かるのですが、指定福祉避難所の指定、個別避難計画の作成、在宅災害弱者支援員の配置というキーワードが出てくるのですが、新聞の記事を読むだけでは、どうしても分かりにくいように感じられます。

今回の取組は、災害発生時において、災害弱者となられる高齢者や障がいをお持ちの方々を的確に避難していただくための重要な取組であることから、

市民の方々に対し、本事業の内容を十分にご理解していただくことが必要であると思われれます。

それでは、指定福祉避難所の指定における現状と今後の取組についてお聞きいたします。

○議長（安東正洋君） 市参事兼社会福祉課長、田染定利君。

○市参事兼社会福祉課長（田染定利君） それでは、災害時における指定福祉避難所についてのご質問にお答えをいたします。

本市ではこれまで、避難所において特別な支援や配慮の必要となる高齢者や障がい者のための二次避難先として、市内12か所の障がい者施設や介護施設、また宿泊施設などと災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結し、福祉避難所としての対応をお願いしてまいりました。

この協定は、市内において大規模な災害などが発生した際、市が福祉避難所の設置及び運営に関し、協力が要請できる旨を規定するとともに、その手続等について定めたもので、平成23年12月から順次拡大し、平成25年3月には現在の12ヶ所となりました。

しかし、これまでの間、この協定に基づく福祉避難所の開設が必要となるような大規模な災害は、幸いにして発生しておりません。しかしながら、近年、全国はもとより、県内でも甚大な自然災害が発生しており、その際に、高齢者や障がいのある、いわゆる災害時要支援者の方々の避難先やその後の避難生活における健康被害などの問題も課題となっております。

そうした中で、高齢者や障がいの方が日頃から利用している福祉施設などに直接避難をしたいとの要望を受け、令和3年に改正された国の災害対策基本法などに併せ、これまで二次避難所として協定により協力を要請しておりました福祉避難所に加え、今回、災害の危険性が高まった際に直接避難することができる一次避難所として、災害時要支援者などの受入対象者を限定した指定福祉避難所4か所を指定したところでございます。

今後につきましては、現在、進めております避難行動要支援者名簿の整備と、これに伴います個別避難計画の策定の際、こうした指定福祉避難所を記入することが必要となることから、引き続き、その指定の拡大に努めてまいりたいと考えております。

なお、指定福祉避難所の指定に当たりましては、令和5年度から特定非営利法人大分県防災活動支援センターに業務を委託し、指定に向けた調査・検討

を始め、指定福祉避難所における開設、運営のマニュアルの作成や、施設や地域の関係者などへの研修といった災害時の体制づくりにも努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 於久弘治君。

○3番（於久弘治君） 先ほどの課長からの答弁では、今までは高齢者や障がい者の方々は、災害発生時には福祉避難所に避難することになりますが、あくまで二次避難所、つまり自宅から単に近い場所が避難先となっていました。今回の取組では、日頃利用されています福祉避難施設を一次避難所とするために、指定福祉避難所として指定することができることになり、さらに今後、その指定福祉避難所を拡大していく取組を本市として進めていくことはよく分かりました。

また、答弁の後半部分で、個別避難計画の作成について触れておりましたが、議会で何度もその必要性についてお聞きしているの理解していますが、専門職員を配置し、どのような取組をなされていくかについて、市民の方々にも分かりやすく説明をしていただきたいと思っております。その点について、再質問としてお聞きいたします。

○議長（安東正洋君） 市参事兼社会福祉課長、田染定利君。

○市参事兼社会福祉課長（田染定利君） それでは、個別避難計画についての再質問にお答えをいたします。

議員ご承知のとおり、個別避難計画は、災害時に自ら避難することが難しい高齢者や障がい者などのいわゆる災害要請者の具体的な避難行動や避難先での必要な支援内容などについて、あらかじめ本人や家族と確認し、作成するもので、一人一人の状況に合わせた個別の避難行動計画であります。令和3年に改正された災害対策基本法において、この策定が自治体の努力義務となっているものでございます。

本市では、この個別避難計画の策定を必要とする対象者を国のガイドラインに沿いまして、在宅の重度の介護状態にある方や心身に障がいのある方、また、難病患者や避難の際に特別な配慮や支援が必要と見込まれる方としています。そして、避難行動要支援者名簿に登録し、地域の関係機関などに対して、その名簿の内容を開示することについて同意をいただいた方から、その策定を進めているところでございます。

また、策定をされました計画書は、地域の自治委員さんや民生委員、防災関係機関や介護施設などと情報を共有し、災害時だけでなく、日常の見守りや防災訓練の際に活用していただいております。

なお、これまでこの策定に当たりましては、日頃から関係を築かれている介護事業所の介護支援専門員や障がい者支援相談員の協力をいただきながら取り組んでまいりました。しかしながら、通常の業務に加えて、計画の策定は様々な課題もあり、約2年間の取組の中で策定率は3割と、目標としていた数字には届いていない状況になっております。

そうしたことから、今年度より新たに、社会福祉士・介護福祉士の国家資格を持つ専門職員を在宅災害弱者支援員として、社会福祉課に配置をいただき、家庭訪問などによる個別避難計画の作成支援に取り組むことで、策定率の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。また、訪問の際には計画の作成支援に加え、高齢者の困り事などの相談も聞き取り、行政をはじめ、必要な関係機関へつなぐ役割も担っていただきたいと考えております。

加えて、個別避難計画づくりに取り組むことは、避難行動要支援者の命を守るだけでなく、計画づくりを通じて、防災意識の醸成と地域のつながりの再構築や、平素から、困っている時には助け合える地域共生社会づくりにもつなげてまいりたいというふうに考えておりますので、議員をはじめ、市民の皆様方にはご協力のほどお願い申し上げます。

○議長（安東正洋君） 於久弘治君。

○3番（於久弘治君） 個別避難計画の作成を進めるために、専門職員として在宅災害弱者支援員を配置するという新たな取組につきましては、私自身大変評価いたします。微力ではありますが、支援員の方の少しでも助けになるよう、私の地縁の中で該当される方々に対しましては、協力していただけるよう、お声がけを行っていきたく思っております。

今後、取組を進めていく中で、様々な問題点も出てくるかと思いますが、災害弱者の方々の身の安全並びに防災意識の向上に向けて、市長をはじめ、関係部署の皆さん、ぜひとも頑張ってくださいと思います。

次に、パートナーシップ宣誓制度について質問いたします。

ご存じの方も多いかと思われませんが、本市では、昨年の4月からパートナーシップ宣誓制度を導入し

ています。性的少数者である身体の性別と性の自認が一致しない方や性的指向が同性や両性に向いている方に対し、お互いを人生のパートナーとして安心して暮らしていけるよう、本市では、市営住宅の同居や応援制度の利用等のサービスを受けることができる制度となっております。

こういった状況下の中、今年4月から大分県が導入したパートナーシップ宣誓制度において、先月、性的少数者のカップル1組が、初めて申請があったとのすばらしい報告があったことをご存じの市民の方もおられるかと思えます。また、同じく県が昨年実施した人権に関する県民意識調査では、人権への関心が非常にある、どちらかといえばあると回答した人は、約7割となる69.4%で、5年前となる2018年度の前回調査より22.4ポイントも向上したとのことです。

人権に対しては、数年前に比べ、新聞やテレビでの報道で大きく取り上げられていることや、特に近年目立ってきているのは、インターネット上での誹謗中傷による人権侵害により、知る機会が多くなったことで関心が高まってきているようにも感じられます。

本市のパートナーシップ宣誓制度が導入されてから約1年経過したところで、大きな動きが見受けられませんが、人権に対する認識を深めるよいタイミングだと思われるため、今回、質問させていただきます。

それでは、本市におけるパートナーシップ宣誓制度の現状についてお聞きいたします。

○議長（安東正洋君） 人権啓発・部落差別解消推進課長、後藤史明君。

○人権啓発・部落差別解消推進課長（後藤史明君） パートナーシップ宣誓制度についてのご質問にお答えします。

本制度は、恋愛の対象が必ずしも異性ではない方や自分の性の認識により心と体の性が一致せず、自分の体に違和感を持っている方など、性的少数者であるカップルが、お互いを人生のパートナーとして約束したことを自治体が認め、受領書等を交付する制度で、本市は、令和5年4月1日から制度を導入したところでございます。

また、本年4月から、大分県が制度を導入したほか、4つの自治体が新たに導入したことで、県内18市町村中、10の自治体で制度が入り、年々取組が進んできている状況でございます。

本市においては、現在のところ、宣誓したカップルはまだいらっしゃいませんが、宣誓することで利用可能となる行政サービスをホームページでお知らせするなど、制度概要の周知に努めているところでございます。

そして、制度導入の目的といたしましては、性的少数者の方々の生きづらさ解消に役立てるとともに、広く市民の皆さんにこの問題について知っていただき、理解していただくことが重要であり、それらを進めていくことが、多様性を認める市として、移住定住にもつながっていくものと考えております。

そのため、これまで制度導入に際して、講演会や研修会を開催してきたほか、チラシ等を活用して情報発信を行うことで啓発に努めてきましたが、今後も重要な人権課題の一つとして、引き続き取組を進め、性的少数者の方々の生きづらさの解消に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 於久弘治君。

○3番（於久弘治君） 先ほど、課長からの答弁をお聞きし、パートナーシップ宣誓制度の本市の現状について、改めて認識することができました。

先月ではありますが、長崎県大村市で、男性カップルに事実婚関係であることを示すことになる夫—括弧書きで未届となるのですが—続柄欄に記載した住民票を交付されたとの新聞記事を見られた方も多いかと思われま。

とても困難を要することは私自身も十分理解しておりますが、本市でも同様の取組を進めていくことで自治体としての魅力向上につながり、結果的には、先ほど、課長からの答弁と重複しますが、本市への移住増加につながるのではないかと私自身も捉えております。関係部署の皆さん、何とぞご検討のほどよろしく願いいたします。

最後に、電池類の回収について質問いたします。

市民の皆さんのほとんどの方が、既にご理解されていることとは思いますが、本市では、今年4月から、電池類は燃えないごみで出すことはできなくなりました。

5月24日の大分合同新聞をご覧になれた方もおられるかと思いますが、大分市で不燃物を収集していたパッカー車から煙が発生し、その原因ははっきりと断定はできないのですが、全国的に同様の事故が発生していますスマートフォンや電子たばこに使われているリチウム電池による火災ではないかと言わ

れています。

本市では、電池類による火災を防ぐために、電池類は燃えないごみとして出すのではなく、高田庁舎を含む市内5か所に設けた回収ボックスに持ち込んでいただくよう、市民の皆さんにお願いをしているところです。本市の市報やホームページでは、分別と回収方法における周知徹底を丁寧に説明されているので、私自身もとてもよく理解することはできるのですが、今回の取組において、2点お聞きしたいことがあります。

1つ目は、今年4月からの開始なので、まだ2か月余りしか経過していないので、分かる範囲でいいので、どの程度、拠点での回収が進んでいるのでしょうか。

2つ目についてですが、市内5か所の拠点に設けた回収ボックスに電池類を持ち込むには、自家用車をお持ちの方であれば特に問題はありますが、自家用車をお持ちでない高齢者等が電池類を持ち込みたい場合には、近所の方をお願いするといったことでの対応にならざるを得ないのかと、漠然ではありますが、私自身は推測しております。

それでは、1点目に電池類の拠点回収の状況について、2点目に持込みが困難な高齢者等に対する本市の取組についてお聞きいたします。

○議長（安東正洋君） 環境課長、塩崎康弘君。

○環境課長（塩崎康弘君） それでは、電池類の回収についての質問にお答えいたします。

電池類の回収方法につきましては、これまで燃えないごみとして収集しておりましたが、市報等の周知のとおり、本年4月から高田・真玉・香々地の各庁舎と中央公民館、健康交流センター花いろに設置しております回収ボックスへの持込みへと方法が変わっております。

拠点回収へと変わった経緯といたしましては、電池類は衝撃や圧力で発火しやすく、全国的に収集車や処理場での火災の原因となっている現状から、変更を行ったものでございます。

議員ご質問の拠点回収の状況についてでございますが、4月から2か月間で市のごみ袋の大45リットルで、約5.5袋分の回収を行っております。

次に、回収ボックスまで持込みが困難な高齢者等に対する取組についてでございますが、今回の変更によりまして、24時間365日、いつでも持込みができるようになっておりますし、廃電池、毎月大量に発生するものでもございませんので、各庁舎等にお寄

りになる際にお持ち込みいただくか、ご親戚、ご近所の方等にご協力をいただき、持込みをお願いいたします。

なお、通常のごみ出しも困難な介護状態で動くことができない高齢者世帯の方につきましては、申請に基づきまして、個別収集事業での対応も行ってまいります。

市民の皆様にはご面倒をおかけしますが、今回の回収方法変更の趣旨をご理解いただき、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（安東正洋君） 於久弘治君。

○3番（於久弘治君） それでは、2点目の持込みが困難な高齢者等に対する本市の取組についてはございませんが、1点目の電池類の拠点回収の状況について、2点再質問をいたします。

電池類の回収ボックスが設置されたとの情報を市報で拝見した後、どこにどのような形で設置されているのか目で確認したいと思い、仕事の用事ついでに、高田庁舎内1階を見回ってみました。高田庁舎内は回収ボックスが2か所あり、1つは正面玄関に入ってすぐ左側に入ったところに、住民票や印鑑証明書の自動交付機がありますが、その右側に回収ボックスがあり、もう1つはバス停がある農協側の入り口の玄関外、右側に回収ボックスがあります。

私がボックス内を拝見させていただいた際には、ほとんどが乾電池だったように思いますが、回収の対象が電池類となっているので、乾電池以外にはどういった種類のものが持ち込まれているのかをお聞きいたします。

また、高田庁舎に、正面玄関の庁舎の中にあるものと、農協側玄関の庁舎の外にあるものと、2か所に回収ボックスが配置されておりますが、あえてそれぞれに設置された理由についてお聞きいたします。

○議長（安東正洋君） 環境課長、塩崎康弘君。

○環境課長（塩崎康弘君） それでは、於久議員の再質問にお答えいたします。

回収された電池類の種類ですが、主なものは乾電池ですが、ボタン電池やモバイルバッテリー、電子タバコの充電式電池もございました。

それから、回収ボックスの違いにつきましては、屋内にある小型家電の回収ボックスの横にある電池ボックスにつきましては、もともと小型家電を回収する際、中にある電池と本体を分けて回収するために設置したものであります。今回の電池類の回収ボッ

6月17日

クスにつきましては、屋外に置いてありまして、電池類やボタン電池のほか、充電式で本体と電池が切り分けられないもの、モバイルバッテリーや電子たばこ、それから携帯電話などの回収をするためのものとなっております。

電池類を出される場合は、どちらに持込みをしても構いませんので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 於久弘治君。

○3番（於久弘治君） 先ほどの課長からの答弁にもありましたように、本市ではスマートフォン等の取り外しが困難な電池類は、そのままの状態での回収ボックスに持ち込めることができ、さらに、農協側の玄関口右側の庁舎外側にあります回収ボックスでは、24時間いつでも持ち込めることができますので、市民の皆さん、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上で、私からの質問を終わります。

○議長（安東正洋君） これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から6月24日まで休会し、各委員会において付託案件の審査をお願いいたします。

次の本会議は、6月25日午前10時に再開し、各委員長の報告を求め、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

なお、討論の通告は、6月21日午後5時までに提出をお願いします。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦勞でございました。

午後1時27分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 安東正洋

豊後高田市議会議員 菅 健雄

豊後高田市議会議員 大石忠昭